

9. 在宅高齢者福祉サービス

1. 緊急通報サービス

独り暮らしの高齢者などが、家庭で安心して暮らせるよう緊急通報機器を設置します。緊急ボタンを押すと受信センターから状況確認の電話が入ります。電話に出られない状態の場合は、あらかじめ登録いただいた近隣の協力員、または市の委託会社の出動員がかけつけ救援します。

■ **対 象 者** 次のいずれかに該当する人のみで構成する世帯

- ・ 65 歳以上の人
- ・ 身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人
- ・ 療育手帳をお持ちの人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

■ **利 用 金 額** 安否確認センサー機能付き：月額 500 円

※安否確認センサー機能とは、自宅のトイレ等に設置したセンサーが、出入りの状況を受信センターに通信する機能です。

センサーが 24 時間以内に作動しない場合は、受信センターから安否確認の電話がかかってきます。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

2. 高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際に利用できるタクシー券を交付します。

■ **対 象 者** 65 歳以上で「要介護 3～5」の認定を受けている人

※身体・精神障害者手帳（1 級、2 級）、療育手帳（A1、A2）もをお持ちの人は、障害者の通院・外出支援事業と選択して利用できます。

■ **利用(補助)券** 500 円分の利用券を年間最大 30 枚交付します。
(1 回の乗車につき複数枚の利用券を使用することができます)

利用券の差額は戻りません。

※対象者には、市から交付申請書を郵送します。

■ **そ の 他** 市内全域で運行する「デマンド交通」等もご利用できます。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

3. 寝たきり高齢者通院等支援サービス

自宅から医療機関への通院及び自宅から福祉施設に送迎をする際、福祉タクシー（車いす等）の利用料金の一部を補助します。

■ **対 象 者** 寝たきり又は移動の大半を車いす、ストレッチャーを移動手段としている 65 歳以上の
人および身体障害者手帳 1、2 級をお持ちの人

■ **利用(補助)券** 福祉タクシー利用料金の半額を補助します。ただし、1 か月の補助限度額は 5,000 円になります。

※補助を受ける場合は、事前に利用登録申請書を提出してください。

■ **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

4. 軽度生活援助サービス

ごみ出しや、家周りの手入れなど、軽易な作業を支援します。

- **サービス内容** ごみ出し、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕、除雪、暖房機器への給油
- **対象者** 65歳以上の者のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人
- **利用金額** ごみ出し、暖房機器への給油は1回100円(30分まで)、家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕は1回200円(1時間まで)、除雪1回500円(1時間まで)になります。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

5. 訪問理美容サービス

寝たきりの人などが家庭で快適に過ごせるよう理容師・美容師が自宅へ出張の上、理美容を実施し、利用料金の一部を補助します。

- **対象者** 65歳以上で要介護度3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A1、A2のいずれかに認定された人
- **利用金額** 1回あたり2,000円を市が補助します。市からの補助額2,000円を差し引いた残額は個人負担になります。(年間利用回数は6回を限度とします)
- **その他** 利用できる店舗については、利用申請後に別途ご案内します。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

6. 生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)サービス

在宅で基本的な生活が送れるよう養護老人ホームへ短期間宿泊し、生活上必要な支援や指導が受けられます。

- **サービス内容** 原則として7日以内の利用
【利用可能施設】養護老人ホーム安曇寮、養護老人ホーム温心寮
- **対象者** 社会適応(生活習慣等)が困難な概ね65歳以上の人
「要支援」又は「要介護」の認定を受けている人は利用できません。
- **利用金額** 1日につき1,380円(食費込み)
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

7. 住宅改良に対する補助

住み慣れた住宅で引き続き生活ができるよう、住宅改良に要する費用の一部を補助します。

- **サービス内容** 段差解消、手すりの取付け、洋式便器への取替えなどを対象とし、介護保険の住宅改修と併用して補助が受けられます。
※改修工事着工前にご相談ください。着工後の補助はできません。
- **対象者** 65歳以上の「要介護」、「要支援」の認定を受けている人で、住宅改修が必要な人。かつ、同居する家族全員の前年の住民税所得割が非課税の人。
- **補助金額** 対象工事費用の9割(上限63万円)
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

8. 住宅改修指導事業

住みやすい高齢者のための住宅改修について、作業療法士などの専門家がご家庭へ訪問し相談・助言をします。

- **対象者** 在宅介護のための住宅改修を必要とする人で相談・助言を希望する人
- **利用金額** 無料
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 介護保険担当

9. 高齢者祝賀事業

長寿を記念し、お祝い品をお届けします。

- **対象者**
 - ① 88歳の人（当該年度内に88歳をむかえる人）
 - ② 100歳の人（当該年度内に100歳をむかえる人）
 - ③ 市内最高齢の男性・女性 各1人
- **お届け時期** 9月中にお届けします。
- **問い合わせ先** 高齢者介護課 長寿福祉係

